



市・県民税 申告相談日程表

受付時間 午前9時15分～午後3時（9時開場）／市役所8階は午前9時から受付

受付日	対象地域	会場	受付日	対象地域	会場
2月16日(金)	荒幡・松が丘1～2丁目・久米(481～620番地を除く)	吾妻まちづくりセンター	3月5日(火)	西狭山ヶ丘1～2丁目・林1～3丁目	三ヶ島まちづくりセンター
19日(月)	山口1～1399番地	山口まちづくりセンター	6日(水)	三ヶ島1～5丁目・糎谷・堀之内・東狭山ヶ丘3～6丁目	
20日(火)	山口1400番地以降・上山口・小手指台	新所沢まちづくりセンター	7日(木)	和ヶ原1～3丁目・東狭山ヶ丘1～2丁目	
21日(水)	向陽町・けやき台1～2丁目		8日(金)	狭山ヶ丘1～2丁目・若狭1～4丁目	
22日(木)	泉町・榎町・青葉台・緑町1～4丁目	松井まちづくりセンター	11日(月)	小手指町1～5丁目・北野新町1～2丁目	小手指公民館分館
26日(月)	下安松		12日(火)	北原町・こぶし町・若松町・北秋津	市役所8階大会議室
27日(火)	上安松・牛沼・くすのき台1～3丁目	13日(水)	日吉町・東町・旭町・御幸町・寿町・元町・金山町・有楽町・北有楽町・喜多町・宮本町1～2丁目		
28日(木)	坂之下・城・本郷・日比田・亀ヶ谷・新郷・南永井・東所沢1～5丁目・東所沢和田1～3丁目・松郷	柳瀬まちづくりセンター	14日(木)	上新井1～5丁目・西所沢1～2丁目・星の宮1～2丁目・東住吉・西住吉・南住吉・久米481～620番地・中富南1～4丁目	
3月1日(金)	中富・下富・神米金・北岩岡・北中1～4丁目・岩岡町・所沢新町・花園1～4丁目	富岡まちづくりセンター	15日(金)	弥生町・美原町1～5丁目・北所沢町・松葉町・下新井・西新井町・東新井町・大字中新井・中新井1～5丁目・並木1～8丁目	
4日(月)	小手指南1～6丁目・北野1～3丁目・北野南1～3丁目・小手指元町1～3丁目	小手指まちづくりセンター			

税理士による無料税務相談

- 2月1日(木)～15日(木)（土・日曜、祝日除く）
- 市内各税理士事務所
- 令和5年中の収入が600万円以下で、収入が年金のみの方
- 給与所得者で医療費控除を受けたい方
- 年の途中で就・退職し、年末調整をしていない方
- 1月22日(月)から関東信越税理士会所沢支部事務局に電話／☎2993-0822（午前10時～正午、午後2時～4時／土・日曜、祝日除く）

【留意事項】

- 混雑緩和のため、入場整理券を配布します。できるだけ指定会場でご相談ください。
- 指定相談日に都合がつかない場合は、他の会場でも受け付け可能です。
- 申告会場の駐車場は大変混雑します。公共交通機関をご利用ください。

大変混み合うため、郵送での申告にご協力ください



税の申告に必要なもの

税の申告には、右記のものがが必要です。該当するものをそろえて、申告会場に向かいましょう。

1月中に郵送します

公的年金受給者に対し、令和5年中の支払総額を記載した「公的年金等の源泉徴収票」を日本年金機構などが郵送します。非課税の遺族・障害年金は郵送しません。マイナポータルで、e-Taxで使える電子データの受け取りが可能です。

- ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
- 所沢年金事務所 ☎2998-0170



2月上旬に郵送します

令和5年中に支払った所沢市の①国民健康保険税②介護保険料③後期高齢者医療保険料の額を記載した「納付額のお知らせ」を郵送します。

①は世帯主宛てに郵送します。なお、納付方法が「特別徴収」とある項目は、本人のみ控除として申告できます。

- ①の納付…収税課 ☎2998-9073
- ①の課税…国民健康保険課（国民健康保険担当） ☎2998-9131
- ②…介護保険課 ☎2998-9420
- ③…国民健康保険課（後期高齢者医療担当） ☎2998-9218

介護保険のサービス利用料も控除対象

介護サービス（予防サービス・総合事業サービス含む）の領収書に「医療費控除対象額」の記載がある場合（一部の居宅サービスは、医療系のサービスと併用の場合のみ）は、通常の医療費に合算して申告できます。

高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費・介護保険利用者負担助成金として交付された金額は、控除対象から差し引いてください。

- 介護保険課 ☎2998-9420

Check

□ 申告書（市や税務署から届いたもの）

- ◎ボールペンもお持ちください。

□ 令和5年中の収入が分かるもの

- ▶ 給与の源泉徴収票
- ▶ 年金の源泉徴収票
- ▶ 営業所得・不動産所得の収入や経費が分かる帳簿など
 - ※市・県民税は「年末調整済みの給与」以外の所得が20万円以下でも申告が必要

□ 控除が分かるもの

- ▶ 社会保険料の領収書（国民健康保険・国民年金など）
- ▶ 生命保険・地震保険の控除証明書
- ▶ 障害者手帳・障害者控除対象者認定書
- ▶ 医療費控除の明細書／医療費のお知らせ
 - ※事前に合計額と保険金などで補てんされる金額を計算
 - ※医療費控除の適用を受けるには、「医療費控除の明細書」を添付
 - ※健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」を添付すると、医療費の明細の記入が省略可
 - ※領収書での申告は不可

□ マイナンバーが分かるもの

次の全てが必要です。

- ①番号確認書類
 - 本人のマイナンバーカード、通知カードなど
 - ※扶養親族などの確認書類は不要ですが、申告書にマイナンバーの記入が必要
- ②身元確認書類
 - 本人（代理人申告の場合は代理人）の顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳など）
 - ※本人申告の場合のみ、健康保険証も使用可能
- ③代理権確認書類（代理人申告の場合のみ）
 - 委任状、本人の公的身分証明書など

